

# 建物共済



安心のネットワーク

**NOSAI** かしま

鹿児島県農業共済組合

NOSAIかしま

検索



安心をすべての農家に届けよう

# 火災や落雷に備える 火災共済

こんな時にお支払い

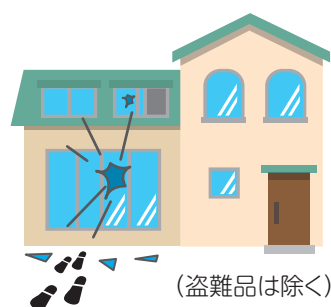
火災



落雷



盗難による  
汚損・き損



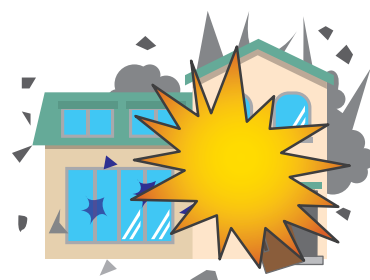
物体の落下  
飛来・衝突



給排水設備の  
事故に伴う水ぬれ



破裂・爆発



(蛇口の閉め忘れや老朽化は除く)

1棟あたり **6,000万円** まで加入できます。  
(家具類等を含む)

火災共済の掛金の一部(年間)※1

加入金額1,000万円当たり

| 物件区分 | 構造        | 基本      | 臨時費用担保特約 付き |         |         |
|------|-----------|---------|-------------|---------|---------|
|      |           |         | 10%         | 20%     | 30%     |
| 普通   | 木造・防火造    | 9,300円  | 10,000円     | 10,600円 | 11,000円 |
|      | 鉄骨造       | 5,200円  | 5,600円      | 5,900円  | 6,000円  |
|      | 鉄筋コンクリート造 | 2,900円  | 3,100円      | 3,300円  | 3,400円  |
| 特殊一般 | 木造・防火造    | 15,400円 | 16,600円     | 17,500円 | 18,200円 |
|      | 鉄骨造       | 6,600円  | 7,100円      | 7,500円  | 7,600円  |
|      | 鉄筋コンクリート造 | 3,100円  | 3,300円      | 3,500円  | 3,600円  |

さらに充実!!

1棟あたり  
プラス  
**940円**で

小損害実損填補特約※2  
(50万円までの損害を満額保障)  
をつけられます!

※1 この表は掛金の一部です。

※2 小損害実損填補特約には加入条件があります。また臨時費用担保特約と合わせて付帯すると掛金が変わる場合があります。

# 総合共済

火災共済に加えて  
自然災害にも備える

居住する住宅および兼用住宅に限ります。

## こんな時にお支払い

風水害



土砂崩れ



地震・噴火・津波



## 火災共済

火災



落雷



盗難による汚損・き損



(盗難品は除く)

物体の落下・飛来・衝突



給排水設備の事故に伴う水ぬれ



(蛇口の閉め忘れや  
老朽化は除く)

破裂・爆発



1棟あたり **4,000万円** まで加入できます。

総合共済の掛金の一部(年間)※1

加入金額1,000万円当たり

| 物件<br>区分 | 構 造       | 基 本     | 臨時費用担保特約 付き |         |         |
|----------|-----------|---------|-------------|---------|---------|
|          |           |         | 10%         | 20%     | 30%     |
| 普通       | 木造・防火造    | 50,200円 | 54,700円     | 56,800円 | 58,100円 |
|          | 鉄骨造       | 47,300円 | 51,600円     | 53,500円 | 54,800円 |
|          | 鉄筋コンクリート造 | 45,700円 | 49,800円     | 51,700円 | 52,900円 |
| 特殊<br>一般 | 木造・防火造    | 54,400円 | 59,400円     | 61,700円 | 63,200円 |
|          | 鉄骨造       | 48,200円 | 52,600円     | 54,600円 | 55,900円 |
|          | 鉄筋コンクリート造 | 45,800円 | 49,900円     | 51,800円 | 53,000円 |

さらに充実!!

1棟あたり  
プラス  
**13,570円**で

小損害実損填補特約※2  
(50万円までの損害を満額保障)  
をつけられます!

※1 この表は掛金の一部です。

※2 小損害実損填補特約には加入条件があります。また臨時費用担保特約と合わせて付帯すると掛金が変わる場合があります。

# 万が一に備えて建物等の価値いっぱいの加入を!

お支払いする共済金は、共済価額に対する共済金額の割合によって金額が変わります。  
建物等の再建築・再取得に十分な額でご加入ください!

## ● 建物の加入のめやす 建物の用途・構造ごとの基準単価に延面積を掛けて算出します。

建物基準単価早見表の一部

(1㎡あたり)

| 用途              | 構造 | 木造・防火造<br>(注1) | 鉄骨造    | 鉄筋コンクリート造<br>(注2) |
|-----------------|----|----------------|--------|-------------------|
| 住宅              |    | 15.2万円         | 17.6万円 | 21.6万円            |
| 工場・倉庫           |    | 8.0万円          | 10.4万円 | 13.6万円            |
| 簡易付属建物(注3)      |    | 4.8万円          | 5.6万円  | 9.6万円             |
| 畜舎(工作物)(注4)     |    | 2.4万円          | 3.2万円  | 5.6万円             |
| 牛舎A(搾乳舎等)       |    | 14.4万円         | 15.2万円 |                   |
| 牛舎B(ストール牛舎等)    |    | 8.8万円          | 9.6万円  |                   |
| 牛舎C(フリーストール牛舎等) |    | 4.0万円          | 4.0万円  |                   |

(注1) 木造は2×4工法を含む。

(注2) ブロック造の建物は木造の基準単価を適用する。ただし、簡易付属建物は、鉄筋コンクリート造の基準単価を適用する。

(注3) 簡易付属建物とは、納屋、物置、鶏舎、堆肥舎、農作業場、豚舎、車庫などをいう。

(注4) 畜舎(工作物)は外壁の全部または一部を欠く建築物について適用する。



## ● 家具類の加入のめやす 住宅延面積と世帯人数と大人人数から算出します。

家具類簡易評価表の一部

(単位:万円)

| 世帯人数          |                   | 単身    | 2人    |       | 3人    |       |       | 4人    |       |       |       |
|---------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| うち大人人数(注6)    |                   | —     | 1人    | 2人    | 1人    | 2人    | 3人    | 1人    | 2人    | 3人    | 4人    |
| 住宅延面積<br>(注5) | 66㎡未満<br>(20坪未満)  | 860   | 930   | 1,030 | 960   | 1,060 | 1,310 | 1,070 | 1,100 | 1,460 | 1,590 |
|               | 66㎡以上<br>(20坪以上)  | 920   | 990   | 1,230 | 1,080 | 1,250 | 1,490 | 1,130 | 1,270 | 1,600 | 1,830 |
|               | 132㎡以上<br>(40坪以上) | 1,120 | 1,190 | 1,340 | 1,260 | 1,410 | 1,730 | 1,330 | 1,480 | 1,840 | 2,020 |
|               | 231㎡以上<br>(70坪以上) | 1,340 | 1,410 | 1,590 | 1,470 | 1,660 | 1,940 | 1,540 | 1,730 | 2,040 | 2,220 |

(注5) 住宅延面積は、居住の用に供する部分の延面積とする。(注6) 大人とは18歳以上の世帯員をいう。ただし学生を除く。

たとえば  
こんなケースでは…

40坪(132㎡)の木造住宅に  
家族4人住まい(大人2人、子供2人)の場合

|     |             |   |               |   |                   |
|-----|-------------|---|---------------|---|-------------------|
| 建物  | 延面積<br>132㎡ | × | ㎡単価<br>15.2万円 | = | 建物の価値<br>約2,000万円 |
| 家具類 | 世帯人数<br>4人  |   | うち大人人数<br>2人  | → | 家具類の価値<br>1,480万円 |



## ● 倉庫などの建物内に収容されている農業機具も加入できます。

ただし、屋外での事故は対象外となります。



# 火災共済金のお支払い

※1 共済金額とは…加入額。契約された補償額。

※2 共済価額とは…同程度の建物などを再建築・再取得するために要する額。

## 火災等による損害のとき

- ① 共済金額が共済価額の80%以上のとき

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \quad (\text{共済金額が限度となります})$$

- ② 共済金額が共済価額の80%未満のとき

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}^{\text{※1}}}{\text{共済価額}^{\text{※2}} \times 80\%}$$

たとえば  
こんなケースでは…

火災等により共済価額2,000万円の住宅に  
200万円の損害が発生した場合



- ① 共済金額(加入額)が  
2,000万円のとき



(損害額)

200万円

(損害共済金)

200万円

=



- ② 共済金額(加入額)が  
1,000万円のとき



(損害額)

200万円

$$\times \frac{1,000\text{万円}}{2,000\text{万円} \times 80\%} =$$

(損害共済金)

125万円



加入割合(共済金額/共済価額)でお支払い額が変わります。共済価額の80%以上で加入しましょう!

## 共済金お支払いまでの流れ

### 加入者

#### ① 事故発生の通知

加入物件に損害が発生した場合、速やかにNOSAIにご連絡ください。



#### ③ 必要書類の準備

NOSAI職員が共済金請求のために必要となる書類等についてご説明します。



共済金のお支払い

### NOSAI



#### ② 事故確認

事故にあわれた加入物件の写真・建物図面等をとらせていただくとともに、その時の状況や家族構成等についてお伺いします。他保険等に加入がある場合もお知らせください。

#### ④ 共済金の算定

事故確認での聞き取り、ご準備いただいた書類をもとに、共済金を算定します。

# 総合共済金のお支払い

※1 共済金額とは…加入額。契約された補償額。

※2 共済価額とは…同程度の建物などを再建築・再取得するために要する額。

## 火災等による損害のとき 火災共済と同じ

## 自然災害による損害のとき(地震・噴火または津波を除く)

1万円を超える損害から対象となります。

① 損害額が共済価額の80%以上のとき

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}^{\text{※1}}}{\text{共済価額}^{\text{※2}}}$$

② 損害額が共済価額の80%未満のとき

$$\text{損害共済金} = \left( \text{損害額} - \frac{\text{共済価額の5\%}}{\text{又は10,000円のいずれか低い方}} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

## 地震・噴火または津波による損害のとき

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額} \times 50\%}{\text{共済価額}}$$

\*建物に係る損害は、建物の損害割合が5%以上となった場合に対象となります。

## 再度確認してください

- **共済金の受取人**は原則として、その建物および家具類等の**所有者**です。加入者と所有者(登記の名義等)が異なる場合は、お支払いの際、所有者又はその法定相続人の了承を得てのお支払いとなります。
- **他の保険・共済がある場合**は、加入申込み時に告知いただいております。  
また罹災確認の際に再度確認させていただいております。  
建物共済に加入している建物等が他の保険・共済に加入しており、それぞれの支払責任額の合計が損害額を超えるときは、それぞれの保険・共済が加入金額に応じて、**損害額を限度**に損害共済金をお支払いします。
- 契約後に加入申込書又は証券に記載された**内容に変更・訂正があった場合**は遅滞なくNOSAIへお申し出ください。ご通知がない場合には、契約を解除し共済金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

## さまざまな災害リスクから農業者を守ります

NOSAIかごしまでは農業者の経営に合わせたさまざまな保険事業を実施しています。[NOSAIかごしま](#) [検索](#)  
詳細については、最寄りのNOSAIにお気軽にお問い合わせください。

農作物共済



家畜共済



果樹共済



畑作物共済



園芸施設  
共済



農機具損害  
共済



収入保険  
(受託事業)



# 損害共済金のほかにも費用共済金をお支払いします!

| 費用共済金の種類                                                                                                   |                                                                                                                                                 | 火災共済                                                                                  | 総合共済                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>残存物取片付け費用共済金</b><br>   | 損害を受けた共済目的の残存物の取り壊し費用、取片付け費用及び搬出費用に対してお支払いします。<br><b>▶ 実費または損害共済金の10%が限度です。</b>                                                                 |    | <br><small>地震等は除く</small>   |
| <b>特別費用共済金</b><br>        | <b>お支払い対象となる事故により80%以上の損害割合となった場合にお支払いします。</b><br><b>▶ 共済金額の10%</b> (1回の事故につき1建物200万円限度)                                                        |    | <br><small>地震等は除く</small>   |
| <b>損害防止費用共済金</b><br>      | 消火活動のために使用した消火器等の買い替え費用など損害防止・軽減のために支出した費用に対してお支払いします。<br>(実費限度) <b>▶ 損害防止軽減費用の額 × <math>\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \times 80\%</math></b> |    |                             |
| <b>失火見舞費用共済金</b><br>      | 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発によって第三者が所有する物に損害が発生した場合にお支払いします。<br><b>▶ 被災世帯数 × 50万円</b> (1回の事故につき共済金額の20%限度)                                               |    |                             |
| <b>地震火災費用共済金</b><br>      | 地震及び噴火並びにこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災によって共済目的である建物が半焼以上、家具類等が全焼した場合にお支払いします。<br><b>▶ 共済金額の5%</b>                                                     |    | <br><b>主契約で補償</b>           |
| <b>水道管凍結修理費用共済金</b><br> | 水道管が凍結によって破損した場合にその復旧費用をお支払いします。<br><b>▶ 実費</b> (1回の事故につき10万円限度)<br>(ただし、その事故で、建物内の水漏れ損まで発生した場合は、水道管の復旧費用を含めて損害共済金としてお支払いします)                   |  |                           |
| ※臨時費用担保特約のみ                                                                                                | <b>臨時費用共済金</b>                                                                                                                                  |  | <br><small>地震等は除く</small> |
|                                                                                                            | <b>死亡・後遺障害費用共済金</b>                                                                                                                             |  | <br><small>地震等は除く</small> |

## 特約をつけてさらにリスクに備える!

|      |                  |                                                                                                             |
|------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本付帯 | 新価特約             | 建物・家具類等が損害を受けたときの評価について時価額ではなく、再取得するために要する費用（再取得価額）まで補償します。                                                 |
|      | 臨時費用担保特約（地震等は除く） | 損害共済金に加え、臨時費用共済金及び死亡・後遺障害費用共済金をお支払いします。<br>臨時費用共済金の給付割合（10%、20%、30%）は選択いただけます。                              |
|      | 自動継続特約           | 加入内容に変更がない場合に限り、最長10年間継続して加入いただけます。（自動継続の期間は選択できます）また2年目以降の加入申込書の提出が簡素化され、2回目から9回目の継続時には14日間の掛金払込猶予期間があります。 |
|      | 小損害実損填補特約        | 50万円か30万円を選択できます。<br>共済掛金等加算額      《火災共済》   50万円：940円      《総合共済》   50万円：13,570円<br>                        |

# 建物共済のご加入にあたって

NOSAIの建物共済の契約概要や、ご加入にあたりあらかじめ承知いただきたい重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について記載したものです。本書面は契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については必ず建物共済約款をご参照ください。

**契** 契約概要：保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注** 注意喚起情報：ご加入に際して加入者にとって不利益になる事項等、特に注意していただきたい事項

## ① 加入資格者 契

該当組合管内に住所を有し、農業に従事する者。

## ② 加入申込みと契約の成立 契

建物共済の契約は、加入される方が所有または管理する建物を建物共済加入申込書に必要事項を記入・押印して申込み、NOSAIがその申込みを受諾したときに成立します。加入申込書には事実をありのまま、正確に記入されるようお願いいたします。また、提出後、記入内容の誤りに気付いた時は速やかにご連絡ください。

## ③ 契約条件（共済金額等） 契

(1) 契約の単位

- ① 建物1棟ごとの契約となります。
- ② 家具類は、契約建物に収容されている物に限り、家具類単独の契約はできません。
- ③ 家具類は、加入申込書において除外されている物を除き、一式の契約となります。

(2) 共済金額の設定

- ① 共済金額は(3)の条件の範囲でご契約ください。なお、用途等により制限が設けられています。
- ② 共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の価額（再取得価額）いっぱい（に）に設定してください。共済金額が共済価額に対して過小または過大である場合には、損害額の一部しか補償されなかったり、共済掛金等が無駄になることがあります。

(3) 共済金額の設定条件

- ① 建物火災共済の共済金額の最高限度額は1棟6,000万円です。
- ② 建物総合共済の共済金額の最高限度額は1棟4,000万円です。
- ③ 共済金額の設定は、1棟ごとに5万円以上で、1万円単位となります。

## ④ 共済掛金等 契

共済掛金等は、共済金額、建物の用途・構造・付帯する特約などにより決まります。詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

## ⑤ 共済責任期間 契注

共済責任期間は1年（加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間）とし、加入者がNOSAIへ共済掛金を払込んだ日（加入申込書にこれと異なる共済責任期間の開始日が記入されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日午後4時に終わります。

## ⑥ 補償の対象（共済目的） 契

共済目的は、加入者の所有又は管理する建物とします。

(1) あらかじめ申込みが必要な物

- ① 建物に附属する門、垣、塀その他の工作物
- ② 建物に収容されている家具類又は農機具

(2) 共済目的とならない物

自動車、通貨、有価証券、貴金属（30万円を超えるもの）、営業用什器備品など。

※その他の共済目的とならないものについては、共済約款をご確認ください。

## ⑦ 共済金をお支払いしない場合 契注

(1) 次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

- ① 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害（自動継続特約の猶予期間を除く）
- ② 加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ③ 加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- ④ 事故の際の紛失又は盗難
- ⑤ 共済目的の性質又は欠陥によって生じた損害
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害

⑦ 地震等によって生じた損害（総合共済における地震等事故及び火災共済における地震火災費用共済金をお支払いする場合は除きます。）

⑧ 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

(2) 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。

- ① 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合
- ② 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
- ③ 「通知義務」「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
- ④ 共済金の請求を3年間怠った場合

## ⑧ 他の共済や保険との共済金の分担 契注

加入いただいた建物に、補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、かつ、それぞれの契約の支払額合計が共済約款に定める支払限度額を超えたときは、共済約款に定める方法により共済金を分担してお支払いします。

## ⑨ 告知義務・通知義務 契注

加入者には、加入時に危険に関する重要な事項としてNOSAIが告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。

また、契約後に加入申込書に記載された内容に変更・訂正があった場合及び次の事実が発生した場合には、遅滞なくNOSAIへお申し出ください。ご通知がない場合には、契約を解除し共済金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

- (1) 共済目的と補償内容を同じくする他の共済や保険に加入すること
- (2) 共済目的を譲渡、解体すること
- (3) 共済目的が共済事故以外の原因により破損したこと
- (4) 共済目的を増改築、構造の変更をしたこと
- (5) 共済目的の用途を変更すること
- (6) 共済目的についての危険が著しく増加したこと
- (7) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと

## ⑩ 損害防止義務 注

加入者は、共済目的についての通常の管理・損害防止を行うとともに、事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、その防止・軽減に努めてください。

## ⑪ 損害発生の通知および調査への協力 注

共済目的に損害が発生した場合は、すみやかに連絡してください。事故報告が遅れると損害評価が困難となり、共済金をお支払いできなくなる場合があります。また、加入者は罹災物件等の保存を行い、調査に協力ください。

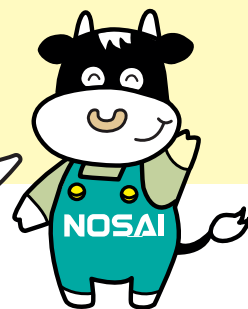
## ⑫ 個人情報の取り扱い 注

ご加入の際に知り得た個人情報は、NOSAIの引受及び損害評価に関する必要事項の算定基礎として使用します。また適正な業務を行う為、必要な範囲で他の共済・保険者に提供することがあります。

## ⑬ その他の重要事項 注

NOSAIでは、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともにその保有する共済金支払い責任のすべてを全国農業共済組合連合会と保険契約を締結して、危険分散を図るなど共済金の確実な支払いに努めています。ただし、財務状況によっては共済金などの支払額が削減される場合があります。

詳しくは最寄りの  
NOSAIにお尋ねください。



安心のネットワーク

**NOSAI かごしま**

本 所 鹿児島市鴨池新町12-4 TEL 099-255-6161  
南 薩 支 所 南九州市川辺町平山6140 TEL 0993-58-3100  
北 薩 支 所 薩摩郡さつま町轟町13-1 TEL 0996-21-3131  
中 部 支 所 霧島市溝辺町有川2103 TEL 0995-59-3211  
曾 於 支 所 曾於市大隅町月野2253 TEL 099-479-3238

肝 属 支 所 鹿屋市田淵町1475-5 TEL 0994-48-3180  
熊 毛 支 所 熊毛郡中種子町野間6410-8 TEL 0997-27-2278  
大 島 支 所 奄美市笠利町大字中金久162-2 TEL 0997-63-2442  
南大島支所 大島郡伊仙町阿三1379-1 TEL 0997-86-2389